

# 杉並区介護サービス事業者 物価高騰対策給付金のご案内(令和7年10月～12月分)

## 1. 事業の目的

原油価格及び物価の高騰等の影響による介護サービス事業所等における燃料費、食費及び光熱費の経済的負担を軽減するため、杉並区内の介護保険サービス事業所を運営している事業者（法人）に対し給付金を支給します。

## 2. 対象となる事業者

以下のサービスのいずれかを杉並区内で提供している事業所を運営していること

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 地域密着型通所介護
- ④ (介護予防)認知症対応型通所介護
- ⑤ (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑦ (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ⑨ 訪問介護・(介護予防)訪問入浴介護・(介護予防)訪問看護・(介護予防)訪問リハビリテーション
- ⑩ 通所介護
- ⑪ (介護予防)通所リハビリテーション
- ⑫ (介護予防)短期入所生活介護
- ⑬ 居宅介護支援

### 注意点

- ① 計算の基礎となる定員数は、令和7年12月31日時点における人数です。
- ② 申請日まで継続して介護保険サービスを提供していること。(廃止した事業所の分は対象になりません)
- ③ 訪問看護は、病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業を行う事業所をいう。）に限る。
- ④ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の定員は、空床利用を除く。
- ⑤ 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションは、対象期間（令和7年10月～12月）に給付実績のある事業所に限る。

## 3. 助成金額

事業所のサービス種別ごとに計算方法が違います。別表をご確認ください。

### 注意点

- ① 東京都が実施する令和7年度介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金(10月～12月分)が交付されている場合は、別表の助成金額から当該支援金交付額を差し引いた額が助成金額となります。

交付金額が分かるもの(交付決定通知等の写し)と一緒に提出してください。

## 4. 申請締切日

令和8年3月15日(日)

## 5. 助成金の申請から交付までの流れ

### (1) 区へ申請 (令和8年3月15日(日)まで)

郵送もしくは持参にて下記の書類を区へ提出してください。(電子申請も可)

※社会福祉法人の場合、電子申請はできません。

また、申請書類、提出書類が異なりますので必ず社会福祉法人用の申請書をご利用ください。

< 提出書類 >

- ① 杉並区介護サービス事業者物価高騰対策給付金支給申請書（第1号様式）  
(社会福祉法人の場合は助成申請書)
- ② 内訳書
- ③ 杉並区介護サービス事業者物価高騰対策給付金支給請求書兼口座振替依頼書（第4号様式）
- ④ 東京都が実施する令和7年度介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金（10月～12月分）の交付決定通知等の写し（交付されている場合のみ）

①～③については、杉並区ホームページより書類をダウンロードしてご使用ください。

※以下（⑤～⑧）は社会福祉法人のみ提出が必要。

ただし、上半期分の物価高騰対策給付金の申請において提出済みの場合は不要。

- ⑤ 定款及び役員名簿
- ⑥ 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類
- ⑦ 財産目録
- ⑧ 貸借対照表及び収支計算書

### (2) 交付決定 対象事業者には交付決定通知書を送付します。



### (3) 助成金の交付

事業者が指定した口座に助成金を入金します。

※申請後、入金までは1か月半ほどかかる場合がございます。

## 6. 問い合わせ及び送付先

〒166-8570  
杉並区阿佐谷南1-15-1  
杉並区役所 介護保険課 事業者係  
給付金担当 あて  
電話 03-3312-2111 内線1337

別表 (第4条関係)

| 介護保険サービスの種別  | 給付金支給額  |
|--|---|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護<br>夜間対応型訪問介護  | 1事業所につき19,750円  |
| 地域密着型通所介護(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)を含む。)                       | 3,907円に利用定員数を乗じた額                                     |
| 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護   | 3,907円に利用定員数を乗じた額                                     |
| 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護<br>看護小規模多機能型居宅介護                                    | 3,907円に通いサービスの利用定員数を乗じた額<br>11,721円に宿泊サービスの利用定員数を乗じた額 |
| 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護   | 11,721円に利用定員数を乗じた額                                    |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護   | 11,721円に利用定員数を乗じた額※                                   |
| 訪問介護<br>訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴介護<br>訪問看護<br>介護予防訪問看護<br>訪問リハビリテーション<br>介護予防訪問リハビリテーション | 1事業所 19,750円※   |
| 通所介護(第一号通所事業を含む。)  | 3,907円に利用定員数を乗じた額※                                    |
| 通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション   | 3,907円に利用定員数を乗じた額※                                    |
| 短期入所生活介護(基準該当居宅サービスの事業を含む。)<br>介護予防短期入所生活介護(基準該当介護予防サービスの事業を含む。)                   | 11,721円に利用定員数を乗じた額※                                   |
| 居宅介護支援   | 1事業所 7,900円   |

※東京都が実施する令和7年度介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金事業(10月～12月分)にて、  
交付された金額を除く。

#### 付記

- 1 各定員数は、令和7年12月31日時点における人数とする。
- 2 訪問看護は、病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業を行う事業所をいう。)に限る。
- 3 介護予防訪問看護は、病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護の事業を行う事業所をいう。)に限る。
- 4 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の定員は、空床利用を除く。
- 5 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションは、対象期間に給付実績のある事業所に限る。